

資料 2

(子育て支援課)

こども誰でも通園制度の利用定員について

1 利用定員の設定

利用定員は、認可定員の範囲内で、施設事業者からの申請に基づき、市が設定します。
利用定員を設定するときは、「子ども・子育て支援法」において、審議会の意見を伺うことが規定されています。

2 整備する施設の概要

事業所の名称	認定こども園しおどめの森
事業の種類	一般型（在園児合同型）
所在地	八潮市木曾根1041番地2
実施場所	認定こども園しおどめの森 0歳児室
整備区分	創設
運営法人	学校法人 柴学園
事業開始	令和8年4月1日

3 利用定員

事業所の名称	0歳	1歳	2歳	合計
認定こども園しおどめの森	2人	2人	2人	6人